

令和3年12月28日

所属長 各位
職員 各位

第一副市长
(総務課扱い)

職員の休暇制度の改正等について（通知）

令和3年人事院勧告において「妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援のために講じる措置」が報告され、本市においてもこれに応じた措置をとるため、四万十市一般職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び四万十市会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部について改正を行います。

つきましては、令和4年1月1日から改正となる休暇制度の概要・取扱いについては、下記のとおりとなりますので、所属職員に周知するとともに適正な運用をお願いします。

記

1. 改正の内容 ※詳細は別記1参照

(1) 一般職

- ア. 不妊治療のための休暇の新設（特別休暇）
- イ. 配偶者出産休暇の改正、育児参加のための休暇の新設（特別休暇）

(2) 会計年度任用職員

- ア. 不妊治療のための休暇の新設（有給の休暇）
- イ. 配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の新設（有給の休暇）
- ウ. 産前産後休暇の有給化

2. 添付資料

- (1) 休暇制度の一部改正について（別記1）
- (2) 休暇取得時の休暇簿（年休カード）記載方法（別記2）

休暇制度の一部改正について（妊娠・出産・育児等と仕事の両立支援）

不妊治療を受けやすい職場環境を整備し、公務においても不妊治療と仕事の両立を支援するため、職員の不妊治療のための休暇を休暇制度として新たに設けます。また、男性職員の育児参加を促進するために現在の休暇制度の一部を改正します。

（1）一般職の休暇制度の一部改正

ア．不妊治療のための休暇の新設（特別休暇）

【不妊治療のための休暇】

職員が不妊治療に係る通院等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、1の年において5日（体外受精等の不妊治療を受ける場合には10日）の特別休暇が取得できます。

イ．配偶者出産休暇の改正、育児参加のための休暇の新設（特別休暇）

【配偶者出産休暇】

職員が妻の出産に伴い、出産に係る入院時・出産時の付添いや出産に係る入院中の世話、子の出生の届出等のため勤務しないことが相当であると認められるとき、妻の出産に係る入院等の日から当該出産の日後2週間までの期間内に3日の範囲内で特別休暇を取得できます。

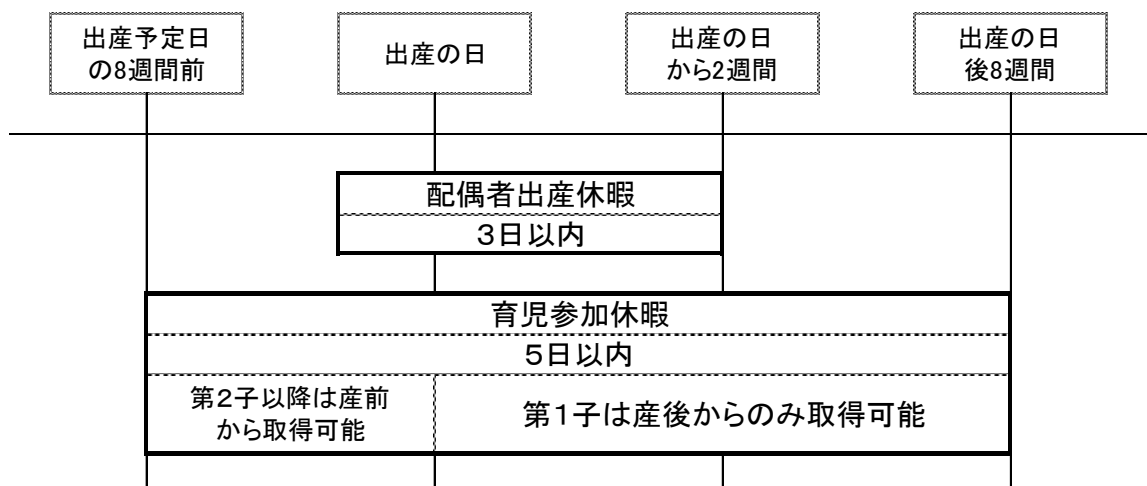
※現行5日から3日に改正されます。

【育児参加のための休暇】

職員の妻が出産する場合で、当該出産予定日の8週間前の日から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間において、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため勤務しないことが相当であると認められるとき、5日の範囲内で特別休暇を取得できます。

※新設

【イメージ図】



(2) 会計年度任用職員の休暇制度の一部改正

ア. 不妊治療のための休暇の新設（有給の休暇）

上記（1）アと同様に有給の休暇が新設されます。

ただし、会計年度任用職員については1の年度において5日付与される休暇であるため、令和4年1月～3月の期間（令和3年度）において5日付与され、令和4年度においても5日付与されます。（繰越はできません。）

イ. 配偶者出産休暇、育児参加のための休暇の新設（有給の休暇）

上記（1）イと同様に有給の休暇が新設されます。

ウ. 産前産後休暇の有給化

【産前産後休暇】

女性の職員が出産予定日前8週間・出産の日後8週間の期間において、有給の休暇を取得できます。

※現行前6週間・後8週間の無給の休暇から改正されます。

その他、取得の際の休暇簿（年休カード）への記載方法等については別記2をご確認ください。

○ 問合せ先

四万十市教育委員会

学校教育課 総務係・学校教育係

休暇取得時の休暇簿（年休カード）記載方法

(1) 一般職

ア. 不妊治療のための休暇

		特 別 休 暇									
請求 月日	期 間		理 由	残日数 ・時間	本人印 (出勤簿整理済)	承 認					
						係 長	補 佐	主管課長	人事担当	総務課長	副市長
○・○	○月 ○日 8時 30分から ○月 ○日 17時 15分まで	1日 時 分	不妊治療	4日 時 分							
△・△	△月 △日 13時 15分から △月 △日 17時 15分まで	日 4時 分	出生サポート	3日 3時 45分							

- ・ 日又は時間単位で取得可能（時間単位で取得する場合、7時間45分で1日となる）
- ・ 体外受精等の治療を受ける場合には〔+5日間〕の取得が可能
- ・ 確認書類として、医療機関へ通院したことがわかるもの（診断書又は領収書や診察券、医療機関が作成する治療に関する書類等、通院・治療したことがわかるもの）を添付する。
- ・ 理由欄には「**不妊治療**」又は「**出生サポート**」と記載する
- ・ 決裁は学校長まで

イ. 配偶者出産休暇、育児参加のための休暇

		特 別 休 暇									
請求 月日	期 間		理 由	残日数 ・時間	本人印 (出勤簿整理済)	承 認					
						係 長	補 佐	主管課長	人事担当	総務課長	副市長
○・○	○月 ○日 8時 30分から ○月 ○日 17時 15分まで	2日 時 分	配偶者出産	1日 時 分							
△・△	△月 △日 8時 30分から △月 △日 17時 15分まで	1日 時 分	育児参加	4日 時 分							

- ・ 日又は時間単位で取得可能
- ・ 理由欄にはそれぞれ「**配偶者出産**」「**育児参加**」と記載する
- ・ 決裁は学校長まで

(2) 会計年度任用職員

ア. 不妊治療のための休暇

- ・一般職と同様
- ・休暇の種類欄は「有給」に○

イ. 配偶者出産休暇、育児参加のための休暇

- ・一般職と同様
- ・休暇の種類欄は「有給」に○

ウ. 産前産後休暇

		特 別 休 暇											
請求 月日	期 間				理 由	休暇の種類	残日数 ・時間	本人印 (出勤簿整理済)	承 認				
									係 長	補 佐	主管課長		
○・○	○月 △月	○日 △日	時 時	分から 分まで	産前産後休暇 (出産予定日 □月□日)	有給 無給	日 時 分						

- ・理由欄には「産前産後休暇」と「出産予定日」を記載する
- ・休暇の種類欄は「有給」に○
- ・決裁は学校教育課長までとなるため、学校長の決裁後は学校教育課まで回付する。